令和６年度からの農地法に基づく許可申請等受付締切日の見直しについて

１　変更内容

変更内容	対象となるもの	変更点	留意点
締切日の変更	・農地法第３条許可申請 ・農地法第４条及び５条許可申請 ・競公売買受適格証明願 ・相続税及び贈与税の納税猶予に関する適格者証明願 ・事業計画変更承認申請	締切日を審査月の前月の末日とする（締切日が閉庁日にあたる場合は、その翌日）	転用許可申請案件のうち、都市計画法開発許可申請を伴うものは現在の取扱いと同様に同時申請となります。

２　運用開始日　　令和６年４月１日

参考　現在の締切日　審査月の５日（締切日が閉庁日にあたる場合は、その翌日）